

2020年11月

弊社とご契約のお客さまへ

東部ガス株式会社
秋田支社

**ガス料金の原料費調整制度変更に伴う
お客さまと弊社とのご契約内容の一部変更のお知らせ**

日ごろは東部ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、弊社は、石油資源開発株式会社様から国産天然ガスを原料の一部として調達し、お客さまへの安定供給に努めております。

この度、石油資源開発株式会社様からの購入価格への原料費調整制度の導入(2020年12月1日実施)に伴い、弊社の原料費調整制度に係る指標の変更についてご案内申し上げます。

変更後の原料費調整制度は12月1日の約款変更となり、2021年1月分ガス料金から反映いたします。なお、この変更に伴い、お客さまに行っていただく手続きはございません。

本件に関する、ご不明な点、ご質問等につきましては、弊社までご連絡ください。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいる所存でございます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

《お問い合わせ先》

東部ガス株式会社秋田支社

〒010-0029 秋田市檜山川口境1番1号

電話番号 018-832-6595 FAX 018-832-2116

URL <https://www.tobugas.co.jp>

小売登録番号 A0026

※お問い合わせ時間は、平日 午前9時00分～午後4時30分となります。夜間土日祝日のお問い合わせは、翌営業日以降のご対応となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

1. 変更の対象となるご契約種別

ガス小売供給約款、家庭用ガスファンヒーター契約、温水システム契約、
家庭用コージェネレーションシステム契約、家庭用空調契約、空調夏期契約、
小型空調契約、空調用A契約、空調用B契約、時間帯別B契約、時間帯別C契約、
融雪用季節契約

2. 主な変更内容の概要

(1)原料費調整制度の変更の概要

①基準平均原料価格と平均原料価格の算定式(変更後)

基準平均原料価格(トンあたり)
26,340円
平均原料価格(トンあたり)
トンあたりLNG平均価格×0.7591+トンあたりLPG平均価格×0.0066

②調整単位料金の算定式(変更後)

調整単位料金(1m ³ あたり)
○平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 基準単位料金+0.085円×(平均原料価格-基準平均原料価格)/100円×(1+消費税率)
○平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 基準単位料金-0.085円×(基準平均原料価格-平均原料価格)/100円×(1+消費税率)

③平均原料価格算定期間と調整単位料金適用月の関係

約款	料金適用月	2020年						2021年		
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
変更前 (現行)	11月適用	平均原料価格			→		調整 単位料金			
	12月適用		平均原料価格			→		調整 単位料金		
変更後	12月適用(基準設定)		基準平均原料価格					基準 単位料金		
	1月適用		平均原料価格			→		調整 単位料金		
	2月適用		平均原料価格			→		調整 単位料金		

→変更月

12月料金は現行約款で算定し、変更後約款の基準料金となります。

(2)実施期日

- 2020年12月1日(ガス料金への反映は2021年1月より)
- 実施に伴う切り替え措置として、料金算定期間の末日が2020年12月1日から2020年12月31日に属する料金算定期間の料金は、2020年11月30日まで適用の現行約款にもとづき算定いたします。